○外務省告示第百二号

平成二十二年三月二日にアクラ（ガーナ）で、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　片上慶一在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄）

シエラレオネ側　オスマン・F・ヤンサニ在ガーナ　シエラレオネ高等弁務官

○外務省告示第百三号

平成二十二年二月二十三日にナイロビで、ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

4　署名者

日本側　岩谷滋雄在ケニア大使

ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

○文化庁告示第十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第二項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

文化庁長官　玉井日出夫

登録番号	著作者の実名	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三三、八八五号の一	ＩＰＰＡＮｓａｓａｒｉｎ	平成十六年三月一日	美術の著作物	平成二十一年十一月二日	右登録の原因　この著作物は、平成十六年三月一日にささりんの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　佐々木秀行　宮崎県延岡市古城町二丁目一〇―一二

○財務省告示第八十八号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十六日

財務大臣　菅　直人

百三十一の次に次のように加える。

百三十二　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨五三円

○財務省告示第八十九号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十六日

財務大臣　菅　直人

三十七中「一ボリバルにつき本邦通貨四四円」を「一ボリバルにつき本邦通貨三六円」に改める。

○財務省告示第九十号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年十二月財務省告示第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十六日

財務大臣　菅　直人

百三十一の次に次のように加える。

百三十二　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨五八円

登録番号	著作物の題号	登録年月日	著作物の種類	公表年月日	著作物の種類
第三三、八八七号の一	ハチャメチャ身体測定	平成二十一年十一月九日	右登録の原因　この著作物は、平成十九年五月二十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　後藤力　岩手県盛岡市三本柳一一地割七番地八ブランシェエフ&エイトＢ一〇二号	平成十九年五月二十五日	歌詞
第三三、八八八号の一	うわさのおばけやしき	平成二十一年十一月九日	右登録の原因　この著作物は、平成十九年五月二十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　後藤力　岩手県盛岡市三本柳一一地割七番地八ブランシェエフ&エイトＢ一〇二号	平成十九年五月二十五日	歌詞
第三三、八八九号の一	ラーメン劇場	平成二十一年十一月九日	右登録の原因　この著作物は、平成十九年五月二十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　後藤力　岩手県盛岡市三本柳一一地割七番地八ブランシェエフ&エイトＢ一〇二号	平成十九年五月二十五日	歌詞
第三三、八九〇号の一	温泉パラダイス	平成二十一年十一月九日	右登録の原因　この著作物は、平成十九年五月二十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　後藤力　岩手県盛岡市三本柳一一地割七番地八ブランシェエフ&エイトＢ一〇二号	平成十九年五月二十五日	歌詞
第三三、九〇六号の一	大学海外危機管理マニュアル	平成二十一年十一月九日	右登録の原因　この著作物は、平成十五年三月十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。　酒井悦嗣　神奈川県横浜市神奈川区片倉四―二〇―二四	平成十五年三月十五日	言語の著作物